

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	小倉クラッチ取引先持株会 理事長 永瀬 栄作
【住所又は本店所在地】	群馬県桐生市広沢町2丁目3070番地の3
【報告義務発生日】	該当事項はありません。
【提出日】	平成25年12月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項はありません。
【提出形態】	該当事項はありません。
【変更報告書提出事由】	平成24年8月21日に提出しました変更報告書NO.1ならびに平成25年11月15日に提出しました訂正報告書について、誤りがありましたので取り下げます。

【発行者に関する事項】

発行者の名称	小倉クラッチ株式会社
証券コード	6408
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	小倉クラッチ取引先持株会 理事長 永瀬 栄作
住所又は本店所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3070番地の3
事務上の連絡先及び担当者名	群馬県桐生市相生町2丁目678番地 小倉クラッチ取引先持株会事務局 小谷 悠
電話番号	0277-54-7101

【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年8月15日
訂正前	平成24年8月15日を報告義務発生日として変更報告書No. 1 および訂正報告書を提出。
訂正後	提出事由に該当しなかったため、平成24年8月21日提出の変更報告書No. 1 および平成25年11月15日提出の訂正報告書を取り下げます。